

令和元年度 監査結果一覧表(参考資料)

1. 【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘（103件）
2. 【普通財産】各省各庁所管普通財産等の指摘（17件）

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

(注) 「令和元年度 国有財産監査の結果」の2ページに記載した指摘内容を類型別に記号（a～d）で表したものの。

※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等
 検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
 留 意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	内閣府	沖縄総合事務局	一般	—	那覇第2地方合同庁舎	沖縄県那覇市おもろまち二丁目1-1	検討	那覇第2地方合同庁舎1号館（耐震性能Ⅱ類）は、余剰等（約180㎡）が生じており、那覇第一地方合同庁舎（耐震性能Ⅲ類）に入居し、庁舎の耐震性能にミスマッチが生じている国土地理院沖縄支所（Ⅱ類官署）を移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保を図る必要がある。
2	a	法務省	山形地方法務局	一般	—	鶴岡合同庁舎	山形県鶴岡市大塚町17-13	検討	鶴岡合同庁舎は、余剰（約300㎡）が生じていることから、借受庁舎である朝日庄内森林生態系保全センター及び敷地を借り受けている羽黒自然保護官事務所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	a	法務省	秋田地方検察庁	一般	—	能代法務合同庁舎	秋田県能代市大町5-36	検討	能代法務合同庁舎は、余剰（約250㎡）が生じていることから、秋田港能代工場を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	法務省	盛岡地方法務局	一般	—	盛岡地方法務局花巻支局	岩手県花巻市不動町1丁目1-1	検討	盛岡地方法務局花巻支局は、余剰（約60㎡）が生じていることから、耐用年数を超過した庁舎を使用している花巻森林事務所（岩手南部森林管理署）を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	法務省	福島地方法務局	一般	—	いわき地方合同庁舎	福島県いわき市平字堂根町4-11	検討	いわき地方合同庁舎は、余剰（約170㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊福島地方協力本部いわき地域事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	法務省	横浜地方検察庁	一般	—	神奈川区検察庁	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-11-2	留意	神奈川区検察庁は、余剰（約110㎡）が生じていることから、狭あいとなっている横浜地方検察庁の書庫等として活用することにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
7	a	法務省	法務省本省	一般	—	法務省浦安総合センター	千葉県浦安市日の出二丁目1番6	検討	法務省浦安総合センターは、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	法務省	新潟地方法務局	一般	—	新津支局	新潟県新潟市秋葉区新津4463-1	検討	新津支局は、余剰（約400㎡）が生じていることから、新津区検察庁を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
9	a	法務省	さいたま地方法務局	一般	—	飯能地方合同庁舎	埼玉県飯能市大字双柳字精進場94-15外	検討	飯能地方合同庁舎は、余剰（約50㎡）が生じていることから、入居官署間の使用面積を適正化し、有効活用を図る必要がある。
10	a	法務省	名古屋地方検察庁	一般	—	犬山区検察庁	愛知県犬山市松本町2-8	検討	犬山区検察庁は、駐車場が非効率な使用となっていることから、隣接する犬山公共職業安定所に使用させることにより、その改善を図る必要がある。
11	a	法務省	津地方法務局	一般	—	桑名法務総合庁舎	三重県桑名市星見ヶ丘1丁目101-2	検討	桑名法務総合庁舎は、余剰（約50㎡）が生じていることから、新たな行政需要（遺言書保管業務）に対応するため活用することにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
12	a	法務省	京都地方法務局	一般	—	宮津地方合同庁舎	京都府宮津市字中ノ丁2534	検討	宮津地方合同庁舎は、余剰（約100㎡）が生じていることから、入居官署間の使用面積を適正化し、有効活用を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
13	a	法務省	徳島地方法務局	一般 労働保険	一 労災 雇用	徳島地方合同庁舎	徳島県徳島市徳島町城内6-6	是正	徳島地方合同庁舎は、官署の退去により生じる空きスペース（約2,600㎡）に、四国財務局徳島第2地方合同庁舎に入居し庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署の耐震性能（Ⅱ類）にミスマッチが生じている徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーを移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保を図るとともに、老朽・狭あいとなっている徳島税務署を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。 また、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。
14	a	法務省	福岡矯正管区	一般	—	矯正研修所福岡支所	福岡県福岡市東区若宮5-176-1外2筆	検討	矯正研修所福岡支所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
15	a	法務省	福岡法務局	一般	—	西新出張所	福岡県福岡市早良区祖原48、49-2、53	留意	西新出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、長期間にわたり使用できない室（約190㎡）が生じていることから、使用可能となるよう改善措置を講じた上で、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
16	a	法務省	佐賀地方法務局	一般	—	佐賀合同庁舎	佐賀県佐賀市城内2丁目274-2	留意	佐賀合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約1,030㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	法務省	那覇地方検察庁	一般	—	那覇第一地方合同庁舎	沖縄県那覇市樋川1-377-57	検討	那覇第一地方合同庁舎は、庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署の耐震性能（Ⅱ類）にミスマッチが生じている国土地理院沖縄支所について、庁舎の耐震性能が一致する那覇第2地方合同庁舎1号館に生じている余剰等（約180㎡）に移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保・非効率使用の改善を図る必要がある。 また、官署の退去により創出される空きスペース（約2,690㎡）に、借受庁舎である沖縄森林管理署、自衛隊沖縄地方協力本部及び那覇防衛事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
18	a	財務省	北海道財務局	一般	—	札幌第1合同庁舎	北海道札幌市北区北8条西2丁目	検討	札幌第1合同庁舎は、余剰（約1,320㎡）が生じていることから、借受庁舎である北海道厚生局指導部門、北海道厚生局年金審査部門、北海道労働局倉庫の一部及び北海道労働局職業対策課倉庫を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	財務省	関東財務局	一般	—	新潟美咲合同庁舎2号館	新潟県新潟市中央区美咲町1-664-444外	検討	新潟美咲合同庁舎2号館は、入居する関東地方環境事務所に余剰（約150㎡）が生じていることから、同事務所を新潟美咲合同庁舎1号館へ移転入居させ、退去後のスペースに、借受庁舎である新潟労働局労働基準部労災補償課分室・新潟労働局を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
20	a	財務省	関東財務局	一般	—	横浜第2合同庁舎	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	検討	横浜第2合同庁舎は、余剰（約1,650㎡）が生じていることから、借受庁舎である関東信越厚生局神奈川事務所、神奈川労働局分庁舎の一部、神奈川労働局労働基準部労災補償課分室及び横浜わかものハローワークを移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
21	a	財務省	横浜税関	一般	—	本関	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目1番12 他2筆	検討	本関は、余剰（約870㎡）が生じていることから、横浜税関分庁舎等の一部施設を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
22	a	財務省	中国財務局	一般	—	下関地方合同庁舎	山口県下関市竹崎町4-1-12	検討	下関地方合同庁舎は、余剰（約430㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊山口地方協力本部下関出張所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
23	a	財務省	門司税関	一般	—	下関港湾合同庁舎	山口県下関市東大和町1-7-1	留意	下関港湾合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約500㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
24	a	財務省	四国財務局	一般	—	四国財務局徳島第2地方合同庁舎	徳島県徳島市万代町三丁目5-2	検討	四国財務局徳島第2地方合同庁舎は、庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署の耐震性能（Ⅱ類）にミスマッチが生じている徳島財務事務所及び徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナーを、庁舎の耐震性能が一致する徳島地方合同庁舎に生じる空きスペースに移転入居させることにより、耐震性能を有した庁舎の確保を図るとともに、財務事務所等の退去スペース（約570㎡）及び余剰スペース（約450㎡）に、非効率使用となっている中国四国農政局徳島市庁舎及び借受庁舎である自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
25	a	厚生労働省	静岡労働局	一般	—	磐田地方合同庁舎	静岡県磐田市見付字鐘鑄塚3599-6	検討	磐田地方合同庁舎は、入居する磐田公共職業安定所のシステム改修等に伴い、余剰（約50㎡）が生じることから、借受庁舎である磐田公共職業安定所駅前庁舎を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
26	a	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	本局庁舎 （北海道森林管理局）	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番	是正	本局庁舎（北海道森林管理局）は、免震工事に係る価格増が国有財産台帳に未登録であること等から、国有財産台帳に反映する必要がある。また、余剰（約890㎡）が生じていることから、借受庁舎である北海道労働局雇用保険電子申請事務センター及び北海道労働局倉庫の一部を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
27	a	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	釜石森林事務所（三陸中部森林管理署）	岩手県釜石市小川町一丁目13-10	検討	釜石森林事務所（三陸中部森林管理署）は、敷地を借り受け、老朽化した建物を使用していることから、余剰が生じている釜石港湾合同庁舎へ移転入居し、同合同庁舎の有効活用を図る必要がある。
28	a	農林水産省	北陸農政局	一般	—	北陸農政局新潟市庁舎	新潟県新潟市中央区船場町2-3435-1	検討	北陸農政局新潟市庁舎は、余剰（約130㎡）が生じていることから、借受庁舎である北陸農政局新潟市庁舎借上書庫を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
29	a	国土交通省	第二管区海上保安本部	一般	—	釜石港湾合同庁舎	岩手県釜石市魚河岸1-2	検討	釜石港湾合同庁舎は、余剰（約420㎡）が生じていることから、借受庁舎である大船渡税関支署釜石出張所、釜石森林事務所（三陸中部森林管理署）及び自衛隊岩手地方協力本部釜石地域事務所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
30	a	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	南三陸国道事務所	岩手県釜石市鶴住居町第13地割1-4	検討	南三陸国道事務所は、余剰（約370㎡）が生じていることから、令和3年度以降の復興支援道路の維持管理体制等についての検討結果を踏まえ、速やかに必要性や有効活用策を検討し、適切な措置を講じる必要がある。
31	a	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	横浜港湾空港技術調査事務所	神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	留意	横浜港湾空港技術調査事務所は、臨港地区にあり用途が限定されているため、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約460㎡）等が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
32	a	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	第二工事課	神奈川県横浜市神奈川区山ノ内1-3	留意	第二工事課は、臨港地区にあり用途が限定されているため、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約320㎡）等が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
33	a	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	新潟美咲合同庁舎1号館	新潟県新潟市中央区美咲町1-664-690	検討	新潟美咲合同庁舎1号館は、余剰（約110㎡）が生じていることから、新潟美咲合同庁舎2号館から関東地方環境事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
34	a	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	新潟港湾・空港整備事務所	新潟県新潟市中央区入船町4-3778-4ほか	留意	新潟港湾・空港整備事務所は、臨港地区にあり用途が限定されているため、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約1,300㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組等を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
35	a	国土交通省	第八管区海上保安本部	一般	—	舞鶴港湾合同庁舎	京都府舞鶴市字下福井901	留意	舞鶴港湾合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約500㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
36	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	下関港湾事務所庁舎	山口県下関市東和町2丁目29-1	留意	下関港湾事務所庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約200㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
37	a	国土交通省	第十管区海上保安本部	一般	—	三角港湾合同庁舎	熊本県宇城市三角町三角浦字首入1160-20	検討	三角港湾合同庁舎は、余剰（約40㎡）が生じていることから、宇城区検察庁を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
38	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	福岡第二合同庁舎	福岡県福岡市博多区博多駅東2-188外2筆	検討	福岡第二合同庁舎は、余剰（約340㎡）が生じていることから、借受庁舎である九州厚生局年金部門を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
39	a	国土交通省	福岡管区气象台	一般	—	長崎地方气象台	長崎県長崎市南山手町5	検討	長崎地方气象台は、余剰（約180㎡）が生じていることから、近隣に所在する借受庁舎を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
40	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	北九州港湾・空港整備事務所庁舎	福岡県北九州市門司区西海岸1丁目37-2	留意	北九州港湾・空港整備事務所庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約320㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
41	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	北九州国道事務所（道路）	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘770番48	留意	北九州国道事務所（道路）は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約330㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
42	b	財務省	函館税関	一般	—	大船渡税関支署釜石出張所	岩手県釜石市鈴子町15-2	検討	借受庁舎である大船渡税関支署釜石出張所は、余剰が生じている釜石港湾合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
43	b	厚生労働省	北海道厚生局	一般	—	北海道厚生局指導部門	北海道札幌市北区北7条西2丁目15-1	検討	借受庁舎である北海道厚生局指導部門は、余剰が生じている札幌第1合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
44	b	厚生労働省	北海道厚生局	年金	業務	北海道厚生局年金審査部門	北海道札幌市北区北7条西2丁目15-1	検討	借受庁舎である北海道厚生局年金審査部門は、余剰が生じている札幌第1合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
45	b	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	雇用	雇用保険電子申請事務センター	北海道札幌市中央区北4条西5丁目1-4	検討	借受庁舎である雇用保険電子申請事務センターは、余剰が生じている本局庁舎（北海道森林管理局）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
46	b	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	雇用	北海道労働局倉庫	北海道札幌市北区北24条西4丁目	検討	借受庁舎である北海道労働局倉庫は、余剰が生じている札幌第1合同庁舎及び本局庁舎（北海道森林管理局）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
47	b	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	雇用	北海道労働局職業対策課倉庫	北海道札幌市北区北7条西2丁目20番地	検討	借受庁舎である北海道労働局職業対策課倉庫は、余剰が生じている札幌第1合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
48	b	厚生労働省	新潟労働局	労働保険	労災	新潟労働局労働基準部労災補償課分室・新潟労働局	新潟県新潟市中央区新光町16番地4	検討	借受庁舎である新潟労働局労働基準部労災補償課分室・新潟労働局は、新潟美咲合同庁舎2号館に入居する関東地方環境事務所の退去後のスペースへ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
49	b	厚生労働省	関東信越厚生局	一般	—	関東信越厚生局神奈川事務所	神奈川県横浜市中区尾上町1-6 1CON関内	検討	借受庁舎である関東信越厚生局神奈川事務所は、余剰が生じている横浜第2合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
50	b	厚生労働省	神奈川労働局	労働保険	労災 雇用	神奈川労働局分庁舎	神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2	検討	借受庁舎である神奈川労働局分庁舎は、その一部を余剰が生じている横浜第2合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
51	b	厚生労働省	神奈川労働局	労働保険	労災	労働基準部労災補償課分室	神奈川県横浜市中区南仲通3-32-1	検討	借受庁舎である労働基準部労災補償課分室は、余剰が生じている横浜第2合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
52	b	厚生労働省	神奈川労働局	労働保険	雇用	横浜わかものハローワーク	神奈川県横浜市中区本町4-40	検討	借受庁舎である横浜わかものハローワークは、余剰が生じている横浜第2合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
53	b	厚生労働省	静岡労働局	労働保険	雇用	磐田公共職業安定所駅前庁舎	静岡県磐田市中泉1-6-16	検討	借受庁舎である磐田公共職業安定所駅前庁舎は、システム改修等に伴い余剰が生じる磐田地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
54	b	厚生労働省	佐賀労働局	労働保険	雇用	佐賀公共職業安定所	佐賀県佐賀市白山二丁目17番1	是正	佐賀公共職業安定所は、借受駐車場が非効率な使用となっていることから、必要台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
55	b	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	朝日庄内森林生態系保全センター	山形県鶴岡市下名川字落合3	検討	借受庁舎である朝日庄内森林生態系保全センターは、余剰が生じている鶴岡合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
56	b	農林水産省	北陸農政局	一般	—	北陸農政局新潟市庁舎借上書庫	新潟県新潟市中央区南笹口1-14-22	検討	借受庁舎である北陸農政局新潟市庁舎借上書庫は、余剰が生じている北陸農政局新潟市庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
57	b	農林水産省	東海農政局	一般	—	新濃尾事業所	愛知県一宮市八幡五丁目1番9外2筆	検討	新濃尾事業所は、庁舎及び借受敷地が非効率な使用となっていることから、近隣に所在する新濃尾事業所小牧分室と統合の上別地へ移転し、非効率使用の改善及び借受料の削減を図る必要がある。
58	b	農林水産省	東海農政局	一般	—	新濃尾事業所小牧分室	愛知県小牧市堀の内三丁目71番	検討	借受庁舎である新濃尾事業所小牧分室は、駐車場が非効率な使用となっていることから、近隣に所在する新濃尾事業所と統合の上別地へ移転し、非効率使用の改善及び借受料の削減を図る必要がある。
59	b	農林水産省	関東農政局	一般	—	三方原用水二期農業水利事業所庁舎	静岡県浜松市中区砂山町350番5	是正	三方原用水二期農業水利事業所庁舎は、借受駐車場（7台）が非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
60	b	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	沖縄森林管理署	沖縄県那覇市壺川3丁目2番6号	検討	借受庁舎である沖縄森林管理署は、官署の退去により空きスペースが生じる那覇第一地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
61	b	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	秋田港能代工場	秋田県能代市能代町字川反53の10	検討	敷地を借り受けている秋田港能代工場は、余剰が生じている能代法務合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
62	b	環境省	東北地方環境事務所	一般	—	羽黒自然保護官事務所	山形県鶴岡市大字荒川字谷地堰39-4	検討	敷地を借り受けている羽黒自然保護官事務所は、余剰が生じている鶴岡合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
63	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊岩手地方協力本部釜石地域事務所	岩手県釜石市中妻町1-158-1	検討	借受庁舎である自衛隊岩手地方協力本部釜石地域事務所は、余剰が生じている釜石港湾合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
64	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊福島地方協力本部いわき地域事務所	福島県いわき市平南白土2-3-4	検討	借受庁舎である自衛隊福島地方協力本部いわき地域事務所は、余剰が生じているいわき地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
65	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	—	自衛隊山口地方協力本部下関出張所	山口県下関市羽山町143-1外	検討	借受庁舎である自衛隊山口地方協力本部下関出張所は、余剰が生じている下関地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
66	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	—	自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所	広島県広島市南区京橋町1-2-3	検討	借受庁舎である自衛隊広島地方協力本部広島地域事務所は、余剰が生じている広島合同庁舎2号館へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
67	b	防衛省	沖縄防衛局	一般	—	自衛隊沖縄地方協力本部	沖縄県那覇市前島3丁目24番地3-1	検討	借受庁舎である自衛隊沖縄地方協力本部は、官署の退去により空きスペースが生じる那覇第一地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
68	b	防衛省	沖縄防衛局	一般	—	那覇防衛事務所	沖縄県那覇市前島3丁目24番地3-1	検討	借受庁舎である那覇防衛事務所は、官署の退去により空きスペースが生じる那覇第一地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
69	c	内閣府	関東管区警察局総務監察部	一般	—	神奈川第2分庁舎	神奈川県横浜市南区中村町4-267	検討	神奈川第2分庁舎は、非効率な使用となっていることから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
70	c	法務省	新潟地方検察庁	一般	—	新津区検察庁	新潟県新潟市秋葉区新津字山谷南4532-8	検討	新津区検察庁は、非効率な使用となっていることから、余剰が生じている新潟地方法務局新津支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
71	c	法務省	熊本地方検察庁	一般	—	宇城区検察庁	熊本県宇城市三角町波多438-19	検討	宇城区検察庁は、非効率な使用となっていることから、余剰が生じている三角港湾合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
72	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	花巻森林事務所（岩手南部森林管理署）	岩手県花巻市花城町3-8外1	検討	花巻森林事務所（岩手南部森林管理署）は、耐用年数を超過した庁舎を使用していることから、余剰が生じている盛岡地方法務局花巻支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
73	c	農林水産省	東北農政局	一般	—	東北農政局いわき地域センター常磐上矢田庁舎	福島県いわき市常磐上矢田町田端25番1	検討	東北農政局いわき地域センター常磐上矢田庁舎は、非効率な使用状況となっていることから、別地での業務執行を検討する等により、用途廃止を検討する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
74	c	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	塩釜事務所	栃木県那須塩原市塩原字塩釜338番2	是正	塩釜事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
75	c	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	中塩原森林事務所	栃木県那須塩原市中塩原字マギノ4番16外1	検討	中塩原森林事務所は、敷地の一部が非効率な使用となっていること等から、余剰部分を特定の上、用途廃止する必要がある。
76	c	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	桐生事務所	群馬県桐生市梅田町四丁目字上ノ原349番3	是正	桐生事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
77	c	農林水産省	水産庁	一般	—	新潟漁業調整事務所	新潟県新潟市中央区八千代1-5-15	検討	新潟漁業調整事務所は、敷地の一部が非効率な使用となっていることから、一部用途廃止を含めた有効活用策を検討する必要がある。
78	c	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	気賀事務所	静岡県浜松市北区細江町気賀字上堀合417-6	是正	気賀事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
79	c	農林水産省	中国四国農政局	一般	—	中国四国農政局徳島市庁舎	徳島県徳島市中昭和町二丁目32番	検討	中国四国農政局徳島市庁舎は、非効率な使用となっていることから、官署の移転により空きスペースが生じる四国財務局徳島第2地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
80	c	国土交通省 農林水産省	札幌開発建設部	一般	—	札幌開発総合庁舎	北海道札幌市中央区北2条西19丁目7番外	是正	札幌開発総合庁舎は、第2庁舎及び同敷地並びに分庁舎（車庫含む）及び同敷地（一部駐車場を含む）が非効率な使用となっていることから、これらについて用途廃止する必要がある。また、存置する本庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約3,700㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
81	c	国土交通省	北陸信越運輸局	自動車安全	自動車検査登録	新潟運輸支局	新潟県新潟市中央区東出来島14-26	留意	新潟運輸支局は、敷地の一部が市道として使用されていることから、用途廃止する必要がある。
82	c	最高裁判所	新潟地方裁判所	一般	—	新潟地方裁判所庁舎	新潟県新潟市中央区学校町通一番町1番1外1筆	留意	新潟地方裁判所庁舎は、敷地の一部が県道として使用されていることから、用途廃止する必要がある。
83	c	最高裁判所	富山地方裁判所	一般	—	富山地方裁判所魚津支部魚津簡易裁判所庁舎	富山県魚津市本町1-162	是正	富山地方裁判所魚津支部魚津簡易裁判所庁舎は、敷地の一部が隣接地の排水路として使用されていることから、用途廃止する必要がある。
84	d1	内閣府	石川県警察本部	一般	—	石川県警察学校	石川県金沢市小立野1丁目262番地	留意	石川県警察学校は、国有財産台帳の土地数量の根拠となる付属図面が現況と異なることから、適正な付属図面を調製の上、国有財産台帳に反映する必要がある。
85	d1	内閣府	福井県警察本部	一般	—	福井県警察学校	福井県福井市荒木新保町5-9	是正	福井県警察学校は、敷地内に未整理の旧法定外公共物が存在し、長期間にわたり所管換の手续が執られていないことから、速やかに所要の措置を講ずる必要がある。
86	d1	法務省	福井刑務所	一般	—	福井刑務所庁舎	福井県福井市一本木町49	留意	福井刑務所庁舎は、国有財産台帳に未登録の工作物があること等から、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
87	d1	法務省	福岡法務局	一般	—	筑紫支局	福岡県筑紫野市二日市中央5-674-1	留意	筑紫支局は、国有財産台帳に未登録の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
88	d1	厚生労働省	山口労働局	労働保険	労災	下関労働基準監督署庁舎	山口県下関市東大和町2丁目16番72	留意	下関労働基準監督署庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
89	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	二ツ井森林事務所（米代西部森林管理署）	秋田県能代市二ツ井町字沢口57-1	是正	二ツ井森林事務所（米代西部森林管理署）は、森林経営用財産として管理されている土地の一部が庁舎敷地となっていることから、公用財産へ種別替する必要がある。
90	d1	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	水窪森林事務所	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3281-5	是正	水窪森林事務所は、森林経営用財産として管理されている土地の一部が庁舎敷地となっていることから、公用財産へ種別替する必要がある。
91	d1	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	兵庫森林管理署神戸森林事務所庁舎	兵庫県神戸市兵庫区東山町4-20-3（の内）	留意	兵庫森林管理署神戸森林事務所庁舎は、建物の国有財産台帳価格の算定に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
92	d1	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	牧園森林事務所	鹿児島県霧島市牧園町高千穂字丸尾3930番118	留意	牧園森林事務所は、国有財産台帳に未登録の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
93	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	鶴岡国道維持出張所	山形県鶴岡市東新齊町11-15	是正	鶴岡国道維持出張所は、国の事務・事業の用に供している建物3棟について、公用財産として管理していることから、公用財産へ種別替する必要がある。
94	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	氏家出張所	栃木県さくら市大中字北323番2	留意	氏家出張所は、国有財産台帳に未登録の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
95	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	保土ヶ谷出張所	神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目902-4外	留意	保土ヶ谷出張所は、国有財産台帳に未登録の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
96	d1	国土交通省	第三管区海上保安本部	一般	—	横浜海上防災基地	神奈川県横浜市中区新港1-2-1	是正	横浜海上防災基地は、測量による土地面積の増加分が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
97	d1	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	北部国道事務所石川国道出張所	沖縄県うるま市字石川渡戸目原2288-5	是正	北部国道事務所石川国道出張所は、国有財産台帳に未登録の土地等があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
98	d2	総務省	中国総合通信局	一般	—	中国総合通信局庁舎	広島県広島市中区東白島町19-14	検討	中国総合通信局庁舎は、庁舎敷地の通路部分の一部が隣接地の通路部分と一体化した形状であり、特段の手続きを執ることなく、隣接地所有者の通行を容認していることから、適正な管理方策を検討する必要がある。
99	d2	厚生労働省	群馬労働局	労働保険	雇用	桐生公共職業安定所	群馬県桐生市錦町2丁目1041-7	是正	桐生公共職業安定所は、駐車場の一部が隣接する市有地を占有していることから、工作物の移設等、所要の措置を講ずる必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
100	d2	厚生労働省	京都労働局	一般 労働保険	－ 労災	京都南労働基準監督署庁舎	京都府京都市伏見区奉行前町6番	是正	京都南労働基準監督署庁舎は、労働保険特別会計の建物が一般会計の敷地に設置されていることから、有償使用承認を行う必要がある。
101	d2	厚生労働省	山口労働局	一般	－	下関公共職業安定所大和町分庁舎	山口県下関市東大和町2丁目16番91	是正	下関公共職業安定所大和町分庁舎は、労働保険特別会計の建物が一般会計の敷地の一部に設置されていることから、有償使用承認を行う必要がある。
102	d2	国土交通省	四国地方整備局	一般	－	中村工事事務所中村国道出張所	高知県四万十市古津賀字サヽ山2293-3外3筆	是正	中村工事事務所中村国道出張所は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。
103	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	－	宮崎港	宮崎県宮崎市港1丁目地先	是正	公共用財産である宮崎港のうち本財産は、物揚場敷として管理委託しているが、船舶が陸揚げされ、長期間不法占拠の状況にあり、物揚場敷としての機能発揮に支障があるため、当該船舶の撤去に向け、適切な措置を講ずる必要がある。

2. 各省各庁所管普通財産等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	c	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	西都市（宅地）	宮崎県西都市大字石松字剱田2802	留意	西都市（宅地）は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
2	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	二十世紀が丘代替地	千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町 ³	検討	二十世紀が丘代替地は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
3	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	外かん松戸代替地	千葉県松戸市竹ヶ花字捨石91-1	検討	外かん松戸代替地は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
4	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－1	千葉県市川市中国分5-658-2	検討	市川代替地－1は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
5	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－4	千葉県市川市曾谷6-1657-1外	検討	市川代替地－4は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
6	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－7	千葉県市川市宮久保6-891-3外	検討	市川代替地－7は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
7	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－8	千葉県市川市菅野6-1950-61外	検討	市川代替地－8は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
8	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－9	千葉県市川市菅野2-201-2外	検討	市川代替地－9は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
9	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－10	千葉県市川市八幡6-828-7外	検討	市川代替地－10は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
10	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	市川代替地－11	千葉県市川市鬼高3-1355-28外	検討	市川代替地－11は、他に保有する一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の代替地と併せ、保有の必要性を精査し、利用が見込まれない財産については、財務局へ引き継ぐ必要がある。
11	c	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	兵庫県（近畿地方整備局研修所）	兵庫県神戸市灘区鶴甲1-2-8	是正	兵庫県（近畿地方整備局研修所）は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が行われていないこと等から、速やかに所要の作業を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
12	c	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	竜門ダム工事事務所	熊本県菊池市玉祥寺字上ノ平138-4	是正	竜門ダム工事事務所は、平成14年2月に水没地への補償対応が完了しており、事業用代替地として提供目的を失っていることから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。
13	c	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	竜門ダム工事事務所	熊本県菊池市西迫間字榎原108-3	是正	竜門ダム工事事務所は、平成14年2月に水没地への補償対応が完了しており、事業用代替地として提供目的を失っていることから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。
14	c	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	竜門ダム工事事務所	熊本県菊池市西迫間字榎原154	是正	竜門ダム工事事務所は、平成14年2月に水没地への補償対応が完了しており、事業用代替地として提供目的を失っていることから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
15	d1	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	(茨城森林管理署) 大洗町	茨城県東茨城郡大洗町大字大貫町 字角一255-2	是正	(茨城森林管理署) 大洗町は、長期間にわたって財産の特定がされていないことから、国有財産の適正な管理を図る観点から、法務局等関係機関と協議の上、所要の措置を講ずる必要がある。
16	d2	財務省	関東財務局東京財務 事務所	一般	—	旧国立科学博物館新宿分館	東京都新宿区百人町3-420-34	是正	旧国立科学博物館新宿分館は、売払相手方の学校法人桜美林学園が指定用途(大学敷地及び大学院敷地)以外の用途で使用していることから、契約担当官は用途指定義務の履行の確保を図るため、売買契約書に基づき適正に対処する必要がある。
17	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	竜門ダム工事事務所	熊本県菊池市玉祥寺字松山原236- 4	是正	竜門ダム工事事務所は、不動産登記法第14条に基づく地図に地番が表示されていないことから、地番表示を復元し、使用状況に応じた適切な措置を講ずる必要がある。